

# 選挙にはまづ名簿登録を

来年は選挙の年です（府会議員、町長、町会議員）  
名簿に登録されていないと投票できません。

ご承知のとおり選挙人名簿は、毎年新しく作りなおされるものですから何かの間違いで名簿脱ろうや誤載というおそれもあるので選挙管理委員会では特に慎重にこの事をすすめているのですが、毎年選挙の当日になると、「昔から住んでいるし、昨年の

選挙は投票したのになんで名簿にのってないのか！」という人が一、二あります、この原因には毎年の資格調査票が未提出であったり、調査票の記入洩れ、委員会の調査もれなどですが、理由の如何にかかわらず、投票の当日では「お気の毒ですがこの選

挙の投票はできません」とお答えせざるを得ないので、只今配布しています調査票の記入提出はもとより、名簿縦覧期間中には必ず名簿を縦覧しておくことが大切です。

向日町選挙管理委員会



## 名簿確定

縦覧が完了した名簿は12月20日になると完全な名簿として確定されます

## 名簿縦覧

名簿登録資格調査票により、基本選挙人名簿を作製し、11月5日から19日まで毎日役場で縦覧してありますから、必ず見に来て下さい

## 名簿登録資格調査

毎年9月15日現在で調査し、基本選挙人名簿を作製する。この名簿は昭和38年中のあらゆる選挙に使用します。調査票裏面記入注意をよく読んで必ず記入の上、9月5日までに提出して下さい

## 名簿登録資格

日本国民であること  
年令満20才以上（昭和17年12月21日までに出生）  
3ヶ月以上向日町に住んでいる人（昔から…昭和37年6月16日までに向日町に転入した人）  
欠格事項に該当しない人（調査票裏面記入）